

## 勤労者体育センターの使用料（R元.10.1～）

※減免（割引）、計算方法等の詳細は、総合体育館（電話0124-24-2525）へお問合せください。

※R元.10.1～専用使用のみ変更（個人使用料は変更なし） （税込み金額。単位：円）

使用の区分		9時以前 1時間 あたり	9時～18時 1時間 あたり	18時～21時 1時間 あたり	9時～21時	21時以後 1時間 あたり		
専用使用	アマチュア スポーツに 使用	入場料等を徴収しない	490	330	490	3,990	660	
		入場料等を徴収する	1,960	1,320	1,960	15,960	2,640	
	その他の 催物に使用	入場料等を 徴収しない	営利を目的 としない	3,920	2,640	3,920	31,920	5,280
			営利を目的 とする	9,800	6,600	9,800	79,800	13,200
		入場料等を 徴収する	営利を目的 としない	7,840	5,280	7,840	63,840	10,560
			営利を目的 とする	19,600	13,200	19,600	159,600	26,400
個人使用	小・中学生		無料					
	高校生	1回	50					
		回数券（12枚）	500					
	一般	1回	100					
		回数券（12枚）	1,000					

### 備考

- 1 専用使用とは、大会、交流試合等で当該施設の全部又は一部を専用して使用する場合をいう。
- 2 入場料等とは、入場料、観戦料その他観覧者から徴収する金銭をいう。
- 3 使用時間が区分された時間帯に満たない場合でも、当該時間帯どおり使用したものとみなす。
- 4 使用時間は、次により計算する。
  - (1) 1時間に満たない場合は、1時間。
  - (2) 1時間を超える場合に、その時間に1時間未満の端数があるときは切上げる。
- 5 暖房料は、暖房を使用する場合に、使用料の30/100相当額を別に徴収する。ただし、体育館の個人使用については、この限りでない。
- 6 市外の利用者による専用使用料は、2倍。
- 7 アマチュアスポーツ以外に使用する場合は会場管理及び清掃に要する経費は、使用者の負担。
- 8 使用料は、消費税及び地方消費税を含む額。
- 9 小中学生については、H24.4.1より無料。 ※練習のための専用使用は不可。